



福岡医発第2194号(地)
平成27年11月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について
(住宅部分の面積の考え方について)

今般、標記の件につきまして、別添のとおり消防庁予防課長より各都道府県消防防災主管部長等宛に、通知「消防用設備等に係る執務資料の送付について」が発出され、本会に対しても日本医師会より通知がありました。

病院・有床診療所と住宅が同一建物の場合のスプリンクラー設備の取扱いにつきましては、平成27年9月18日付福岡医発第1694号(地)の文書をもってご連絡申し上げたところです。

本件は、上記通知により、住宅部分へのスプリンクラー設備の設置を要しないとした場合には、延べ面積から、「総務省令で定める部分」の他に当該住宅部分の面積を除いた面積が1,000㎡未満であれば、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められるとの考え方を示したものです(「基準面積」に住宅部分の面積は含めなくてよい)。

なお、通知の後段部分は、上記の取扱いに併せて、屋内消火栓設備の設置基準の考え方についても、住宅部分の面積を「基準面積」に算入しなくてよいとするものです(水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合には、屋内消火栓設備の設置は不要です(ただし、700㎡以上の木造等を除く))。

ご参考までに、「消防法施行令の一部を改正する政令等について」(平成26年10月30日付福岡医発第2122号(地)にて送付済)、及び屋内消火栓設置基準に関する資料を添付いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知につきましてご高配賜りますようお願いいたします。

なお、本件について福岡県有床診療所協議会へ本会より直接通知しておりますことを申し添えます。

平成 27 年 10 月 27 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴 木 邦 彦

消防用設備等に係る執務資料の送付について
(住宅部分の面積の考え方について)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、消防庁予防課長より各都道府県消防防災主管部長等宛に、通知「消防用設備等に係る執務資料の送付について」が発出されました。

病院・有床診療所と住宅が同一建物の場合のスプリンクラー設備の取扱いにつきましては、平成 27 年 9 月 9 日付（地 I 172）の文書をもってご連絡申し上げたところであります。

本件は、上記通知により、住宅部分へのスプリンクラー設備の設置を要しないとした場合には、延べ面積から、「総務省令で定める部分」の他に当該住宅部分の面積を除いた面積が 1,000 m²未満であれば、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められるとの考え方を示したものです（「基準面積」に住宅部分の面積は含めなくてよい）。

なお、通知の後段部分は、上記の取扱いに併せて、屋内消火栓設備の設置基準の考え方についても、住宅部分の面積を「基準面積」に算入しなくてよいとするものです（水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合には、屋内消火栓設備の設置は不要です（ただし、700 m²以上の木造等を除く））。

ご参考までに、「消防法施行令の一部を改正する政令等について」（平成 26 年 10 月 23 日付（地 I 186）で送付済）、及び屋内消火栓設置基準に関する資料を添付いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知につきまして、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

消 防 予 第 434 号
平成 27 年 10 月 20 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公 印 省 略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課 担当：近藤、久保田 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

問 「住宅部分が存する防火対象物におけるスプリンクラー設備の技術上の基準の特例の適用について（通知）」（平成 27 年 9 月 4 日付け消防予第 349 号）により、住宅部分へのスプリンクラー設備の設置を要しないとした場合、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号に掲げる防火対象物又はその部分に係る面積から同条第 2 項第 3 号の 2 に規定する「総務省令で定める部分」の他に当該住宅部分に係る面積を除いた面積が 1,000 m²未満であれば、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置してよいか。

また、上記の防火対象物に係る令第 11 条第 2 項の規定についても、1,000 m²に同項に規定する「総務省令で定める部分」の他に当該住宅部分の面積を加えた数値により屋内消火栓設備の設置の要否を判断してよいか。

（答）

前段、後段ともに差し支えない。

消防法施行令の一部を改正する政令等について

平成 26 年 10 月
消 防 庁 予 防 課

【改正概要】

消防法施行令の一部を改正する政令において、消防法施行令別表第一（六）項イに掲げる病院、診療所及び助産所におけるスプリンクラー設備、屋内消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものである。

また、上記の改正に関連して、消防法施行規則及び火災通報装置の基準の規定を見直すものである。

【改正理由】

平成 25 年 10 月 11 日に発生した福岡市有床診療所火災を受けて、「有床診療所・病院火災対策検討部会」の開催、関係団体への聞き取り調査等、火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところである。

今回の政令改正においては、上記検討部会における検討の結果等を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院について、原則として、延べ面積にかかわらず、スプリンクラー設備の設置を義務付けるほか、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置対象となる施設の面積要件を見直す。併せて、屋内消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消火器又は簡易消火器具及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準を見直すこととする。

また、上記の政令改正に関連し、消防法施行規則において、スプリンクラー設備の設置を要しない診療科名、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分、消防機関へ通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動等を規定するほか、火災通報装置の基準において、火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の基準等について規定することとする。

1. 消防法施行令の一部を改正する政令について

【内容】

（1）スプリンクラー設備の設置基準の見直し

現在病院にあっては延べ面積 3,000 ㎡以上、診療所及び助産所にあっては延べ面積 6,000 ㎡以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院※においては、原則として、延べ面積にかかわらず、設置することを義務付ける（延焼を抑制する施設構造を有するものは例外として設置不要。）。

また、避難のために患者の介助が必要な有床診療所に該当しない有床診療所及び有床助産所においては、延べ面積 3,000 ㎡以上（平屋建てを除く。）のものに設置を義務付ける。

※「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」には、下記に該当する有床診療所・病院が該当する。

①有床診療所

次のいずれにも該当する有床診療所

- (ア) 皮膚科、産科、歯科等の総務省令で定める 13 の診療科名以外の診療科名（以下「特定診療科名」という。）を有するもの
- (イ) 4 床以上の病床を有するもの

②病院

次のいずれにも該当する病院のうち、相当程度の患者の見守り体制有するもの（火災発生時の消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの）以外のもの

- (ア) 特定診療科名を有するもの
- (イ) 一般病床又は療養病床を有する病院

(2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し

特定施設水道連結型スプリンクラー設備※の設置対象に、新たにスプリンクラー設備の設置対象となる避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院を加えるとともに、その面積要件について延べ面積 1,000 m²未満の防火対象物に限られているところを、延べ面積から総務省令で定める部分の面積を除いた面積（以下「基準面積」という。）が 1,000 m²未満である防火対象物について設置できることとする。

※ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備とは、スプリンクラー設備の一種で、その配管が水道の用に供する水管に連結されたものをいう。

(3) 屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）の設置基準の見直し

(1) のスプリンクラー設備の設置基準の見直しに伴い、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院のうち、通常のスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備以外のスプリンクラー設備）を設置しなければならない基準面積 1,000 m²以上のものに屋内消火栓設備の設置を義務付ける。ただし、スプリンクラー設備（補助散水栓を含む。）の有効警戒範囲内は設置しないことができる。

（屋内消火栓設備の設置基準を準用する動力消防ポンプ設備についても同様。）

(4) 消火器又は簡易消火用具の設置基準の見直し

病院、有床診療所及び有床助産所において、現在延べ面積 150 m²以上のものに設置が義務付けられている消火器又は簡易消火用具について、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

(5) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

病院、有床診療所及び有床助産所において、現在延べ面積 500 m²以上のものに設置が義務付けられている消防機関へ通報する火災報知設備について、延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

(6) 防火対象物の用途区分の見直し

別表第一（六）項イを火災危険性等に応じて細分化する。

(7) その他

所要の規定の整備を行う。

【施行期日】

平成28年4月1日（（2）及び（3）のうち、「延べ面積」を「基準面積」に改める改正については、平成27年3月1日）

【経過措置】

(1) スプリンクラー設備、屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）について

＜【内容】（1）、（3）関係＞

スプリンクラー設備、屋内消火栓設備及び動力消防ポンプ設備の設置義務の範囲の拡大については、既存の防火対象物（施行の際に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む。（2）において同じ。）における未設置等基準未適合の設備の技術上の基準は、平成37年6月30日までの間、なお従前の例による。

(2) 消防機関へ通報する火災報知設備について＜【内容】（5）関係＞

消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務の範囲の拡大については、既存の防火対象物における設備の技術上の基準は、平成31年3月31日までの間、なお従前の例による。

2. 消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令について

【内容】

(1) スプリンクラー設備を設置することを要しない構造について

スプリンクラー設備を設置することを要しない延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造について、新たにスプリンクラー設備の設置対象となる避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院についても適用することとし、現在延べ面積1,000㎡未満の防火対象物に適用している基準を、基準面積1,000㎡未満の防火対象物に適用することとする。

(2) 特定診療科名について

スプリンクラー設備を設置することを要しない特定診療科名は、皮膚科、泌尿器科、

眼科、耳鼻いんこう科、肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、産婦人科、産科、婦人科及び歯科とする。

(3) 相当程度の患者の見守り体制に係る従業者の員数

スプリンクラー設備を設置することを要しない病院の要件である従業者の員数は、勤務させる従業者の総数が病床数13床ごとに1名以上とし、そのうち宿直を除く従業者（就寝を伴わず勤務する従業者）の数が病床数60床ごとに2名以上とする。

(4) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分について

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の面積要件に算入しない部分は、以下の要件（①から③まで）のいずれにも該当する部分（延べ面積の1/2を上限とする。）とする。

①以下のいずれかに該当する部分であること

(ア) 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室

(イ) レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室

②以下のいずれかの措置が講じられた部分であること

(ア) 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けたもの

(イ) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に不燃材料で造った戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けたもののうち、当該部分の壁（外壁を除く。）の外周部分を有効に警戒するようスプリンクラーヘッドを設けたもの

③床面積が1,000平方メートル以上の地階若しくは無窓階又は床面積が1,500平方メートル以上の4階以上10階以下の階に存する部分でないこと

(5) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準について

避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院に設置される消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備との連動を義務付けるほか、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院が消防機関からの距離が500メートル以内の場所にある場合においても消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならないこととする。

また、現在延べ面積500㎡未満の社会福祉施設についてのみ、消防機関へ通報する火災報知設備の電源を蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることを要しないこととしているが、延べ面積500㎡未満の病院、有床診療所及び有床助産所についても同様に要しないこととする。

(6) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正について

消防法施行令別表第一（六）項イの細分化に伴い、必要な字句の修正を行う。

(7) その他

所要の規定の整備を行うほか、必要な経過措置を定める。

【施行期日】平成28年4月1日（（1）及び（4）のうち、「延べ面積」を「基準面積」に改める改正については平成27年3月1日）

3. 火災通報装置の基準の一部を改正する件（案）について

【内容】

(1) 自動火災報知設備と連動させる場合の基準について

火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の構造、性能等の基準として、通報中において手動起動装置が操作された場合に、手動起動装置の操作による蓄積音声情報を送出できること等を定める。

(2) 特定火災通報装置の設置基準について

現在延べ面積500㎡未満の社会福祉施設にしか設置できないこととなっている特定火災通報装置（ハンズフリー通話機能を有する火災通報装置）について、延べ面積500㎡未満の病院、有床診療所及び有床助産所にも設置することができることとする。

【施行期日】

(1) については、平成27年4月1日

(2) については、平成28年4月1日

屋内消火栓設備(及び動力消防ポンプ)の設置基準の見直し

スプリンクラー設備の設置基準の見直しに伴い、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院のうち、通常のスプリンクラー設備(特定施設水道連結型スプリンクラー設備以外のスプリンクラー設備)を設置しなければならない基準面積1,000㎡以上のものに屋内消火栓設備の設置を義務付ける。

